○文部科学省告示第百六十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条及び第八十四条の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日から平成二十四年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）及び高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の特例を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年十一月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

1　平成22年11月30日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）第2章第1節の規定の適用については、同節第2の［第1学年］の2［言語事項］(2)ア中「常用漢字」とあるのは「常用漢字（常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げる漢字をいう。以下同じ。）」とする。

2　平成22年11月30日から平成24年3月31日までの間における高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）第2章第1節の規定の適用については、同節第2款第1の3(4)中「常用漢字」とあるのは「常用漢字（常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げる漢字をいう。以下同じ。）」とする。

○文部科学省告示第百六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、平成二十二年十一月三十日から平成二十四年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十二号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十三号）の特例を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年十一月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

1　平成22年11月30日から平成24年3月31日までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校」という。）の中学部の第1学年から第3学年までの国語の指導に当たっては，平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成21年文部科学省告示第39号）に示すものによるほか，平成22年11月30日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成22年文部科学省告示第162号）第1項に示すものに準ずるものとする。

2　平成22年11月30日から平成24年3月31日までの視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の国語に属する科目の指導に当たっては，平成22年11月30日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める件第2項に示すものに準ずるものとする。

○文部科学省告示第百六十四号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第二十三号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

1．義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）の一部を次のように改正する。

別表漢字の項中「「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）」を「「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

2．高等学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第166号）の一部を次のように改正する。

別表漢字の項中「「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）」を「「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成24年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。ただし、この告示の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書及び平成二十二年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（平成22年文部科学省告示第84号）により平成22年度において検定の申請を行うことができることとされた教科用図書の検定については、なお従前の例による。

2　高等学校教科用図書検定基準附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる高等学校の教科用図書の検定については、同項の規定による廃止前の高等学校教科用図書検定基準（平成11年文部省告示第96号）別表漢字の項中「「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）」とあるのは「「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）」とする。

○厚生労働省告示第四百七号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月一日から適用する。

平成二十二年十一月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

北海道の項を次のように改める。

北海道	函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡椴法華村及び旧茅部郡森町の区域に限る。）　北見市（旧常呂郡留辺蘂町の区域に限る。）　夕張市　岩見沢市　紋別市　士別市　名寄市　上川郡（旧上川町及び旧同郡清水町の区域に限る。）　富良野市　網走市　留萌市　苫小牧市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　赤平市　三笠市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　北広島市　石狩市　北斗市　当別町　新篠津村　松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町　長万部町　江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村　南幌町　奈井江町　上砂川町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町　幌加内町　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町　幌延町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　歌登町　猿払村　浜猿払村　紋別市　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町　大空町　豊浦町　壮瞥町　白老町　厚真町　洞爺湖町　安平町　むかわ町　日高町　平取町　新冠町　浦河町　様似町　えりも町　新ひだか町　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町　釧路市（旧釧路郡及び旧同郡阿寒町の区域に限る。）　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　鶴居村　白糠町　根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町
	平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで

青森県の項を次のように改める。

青森県	弘前市（旧中津軽郡相馬村の区域に限る。）　五所川原市　十和田市　三戸郡三戸町
	平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで